

議案第 11 号

学童保育所条例の一部を改正する条例

令和 3 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

学童保育所の開所時間を拡大し、共働き世帯等の保護者のニーズに対応するなど、保育サービスの充実を図るため、この条例案を提出するものです。

学童保育所条例の一部を改正する条例

学童保育所条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条中「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月21日から施行する。

学童保育所条例（平成28年条例第9号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（開所時間）</p> <p>第13条 学童保育所の開所時間は、小学校の授業終了時刻（小学校の休業日にあつては午前8時）から午後6時までとする。また、延長利用時間は、午後6時から午後7時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て開所時間を変更することができる。</p>	<p>（開所時間）</p> <p>第13条 学童保育所の開所時間は、小学校の授業終了時刻（小学校の休業日にあつては午前8時30分）から午後6時までとする。また、延長利用時間は、午後6時から午後7時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て開所時間を変更することができる。</p>